

相楽東部広域連合立笠置中学校給食検討委員会設置要綱

平成22年 1 月 1 日

教委要綱第 1 号

(設置)

第 1 条 相楽東部広域連合立笠置中学校における学校給食の在り方について検討を行うため、相楽東部広域連合立笠置中学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の実施方法に関すること。
- (2) 給食施設の整備に関すること。
- (3) その他学校給食に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 1 2 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 笠置中学校 P T A の代表者
- (2) 笠置小学校 P T A の代表者
- (3) 南山城小学校 P T A の代表者
- (4) 関係町村議会の代表者
- (5) 関係町村の代表者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。